

## 現代の治安維持法「共謀罪」

—共謀罪法案を成立させずに、国連組織犯罪条約は批准できる—

2017年1月20日から通常国会が始まりました。この国会には重要法案として、これまで2003年の提出以降、3回も廃案になっている「共謀罪」が、名前を「テロ等組織犯罪処罰法」と変えて提出されています。犯罪が行われていないにもかかわらず、犯罪の計画段階で処罰すると言う極めて危険な悪法です。

日本は2003年「国連組織犯罪防止条約」を国会で審議し、賛成多数で可決しましたが、この条約を批准するための国内法の整備が出来ていないとして、「共謀罪」を再三提出してきたのです。

しかも今回は、すでに187の国や地域がこの条約を批准し、2020年のオリンピックまでには何としても国際社会と協力をしなければオリンピックが開催できない、と主張しています。かつて「秘密保護法」を強行採決したときには、国連から日本の「秘密保護法」は国際社会の共通原則である「ツワネ原則」を遵守していないことで、厳しい勧告を受けました。

今回の国際社会との協調、オリンピック開催に必要という政府の主張について、また今回提出される法案の問題点について、この問題に詳しい海渡雄一さんのお話をお聞きし、一緒に考えていきましょう。

(なお、今国会は予算審議が専決事項であり、前国会で積み残された法案についての審議もあるので、この法案については、3月頃になるのではないかとされています。)

日時 2017年3月7日(火)▶19:00~21:00

講師 海渡雄一さん(弁護士)

[プロフィール]

1955年生まれ。東京共同法律事務所所属。日弁連秘密保護法対策本部副本部長/  
監獄人権センター事務局長/脱原発弁護団全国連絡会共同代表/  
脱原発法制定全国ネットワーク事務局長。2011年米紙「フォーリン・ポリシー」  
世界の100人にパートナー福島みずほさんと共に日本人で初めて選出。  
『危ないぞ共謀罪』『何のための秘密保全法か』『原発訴訟』など著書多数。

連合会館 5階 501会議室

(千代田区神田駿河台3-2-11)

千代田線・新御茶ノ水駅 B3出口(徒歩0分)

丸の内線・淡路町駅 B3出口(B3出口まで徒歩5分)

都営新宿線・小川町駅 B3出口(B3出口まで徒歩3分)

JR中央線/総武線・御茶ノ水駅聖橋口(徒歩5分)

会場

参加費 500円



主催 「国連・人権勧告の実現を!」実行委員会

連絡先 ▶ jinkenankokujitsugen@gmail.com

Blog ▶ <http://jinkenankokujitsugen.blogspot.jp/>Facebook ▶ <https://ja-jp.facebook.com/jinkenankokujitsugen>Twitter ▶ <https://twitter.com/unjinken>